国保組合だより

発　行
香川県建設国民健康保険組合
高松市鹿角町151-4
TEL087-866-4721
FAX087-866-7455
ホームページ
https://www.kaken-kokuho.jp
E-mail
info@kaken-kokuho.jp
E-mail（保健師相談）
health@kaken-kokuho.jp

令和7年度予算を議決

―― 2月通常組合会 ――

後期支援金分 保険料引上げ

2月17日(月)午前10時から、本部会館において、吉田謹士議長、佐野秀樹副議長ら組合会議員31人（委任状提出の4人を含む。）、中西孝司理事長、吉田和照副理事長、宮瀧友亮副理事長、杉本保法令遵守担当理事の出席で2月通常組合会が開催され、令和7年度の事業計画や歳入歳出予算など7議案を審議いただき、原案どおり可決されました。

令和7年度予算の総額は、40億7595万1千円で、前年度に比べて4421万2千円、1・07%の減となっています。【表1】

歳出の半分以上を占める保険給付費のうち、療養給付費（医療機関に支払う費用）は、被保険者一人ひと月当たり1万4355円、令和6年度見込みの4%増で計上しています。高齢者関係の納付金は、国の示すシミュレーション値を基に計上しています。後期高齢者支援金等は、被保険者数の減により、前年度に比べて460万1千円、0・6%減の7億4967万7千円、介護納付金は、令和5年度のマイナス精算により、前年度に比べて679万1千円、2・1%減の3億1873万3千円となっています。前期高齢者納付金等は、65歳以上の方の加入率が全国に比べて下がったため、前年度に比べて5560万4千円、61・2%増の1億4651万7千円となっています。

歳入のうち、保険料は、18億1452万2千円です。月額保険料を引き上げるものの、被保険者数の減により前年度に比べて4036万4千円、2・2%の減となっています。国庫支出金（国からの補助金等）は、17億8674万6千円で、前年度に比べて8086万9千円、4・3%の減となっています。令和4年度に実施した所得調査結果により普通調整補助金が減額され、令和6年度は減額される額の半分が激変緩和措置により国から補填されますが、令和7年度からは激変緩和措置がなくなります。

令和7年度事業計画のポイントは、次のとおりです。

■保険料の引上げ

令和6年度は医療費が落ち着いて推移していること、また、令和6年度に保険料を引き上げたことから、収支が改善しており、医療給付費分の月額保険料は、据置きとすることができています。介護分の月額保険料は、1人当たりの介護納付金が年々増加しているものの、前々年度に払いすぎていた分の精算額が大きいことから、据置きとすることができています。後期高齢者支援金分の月額保険料は、1人当たりの後期高齢者支援金が増加していることから、組合員が100円から300円の引上げ、一般家族と未就学家族が100円の引上げとなります。【表2】

令和7年度からはマイナ保険証又は資格確認書で受診

■「資格情報のお知らせ」又は資格確認書の交付

政府の方針により、令和6年12月2日以降、新たに保険証を発行することができなくなりました。今後は、マイナンバーカードの保険証利用登録をされている方はマイナンバーカード（マイナ保険証）で医療機関を受診し、マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書（従来の保険証と同じサイズで同じ記載内容）で医療機関を受診することになります。

従来の保険証を更新する時期になりましたら、香建国保が国のシステムから皆さまのマイナ保険証登録状況の情報を取得し、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」という文書を、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付します。なお、マイナ保険証が医療機関の機械で読み取れなかった場合は、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」を提示することで受診が可能となります。

■高額療養費の自己負担限度額の見直し

政府は、高額療養費の自己負担限度額を3回に分けて引き上げる方針です。まず、令和7年8月に引き上げ、令和8年8月には年齢や所得に応じた区分を細分化して引き上げ、令和9年度にも引き上げる予定です。

■特定健診・特定保健指導の推進

より多くの方に健診を受けていただき、健康づくりや健康管理に役立てていただけるよう、労働組合や支部と協力して呼びかけを行い、特定健診受診率70%の目標達成を目指します。特定保健指導は、目標値の実施率50%達成を目指します。

■健診事業の充実

日曜日を中心としたバス健診を年30回実施します。

■バス健診当日の特定保健指導の実施

バス健診当日の腹囲・血圧の測定結果、質問票の回答内容から、特定保健指導の対象となる可能性が高い方に対して、健診当日に特定保健指導を実施します。対象者の方には、健診スタッフや保健師が声をおかけするので、ご協力をお願いします。

■ヘルスケアポイント制度〔40歳以上対象〕

特定健診を受けた方にヘルスケアポイントを付与し、ポイント数に応じた給付金を翌年度に支給します。

なお、令和7年度支給分（令和6年度受診分）から健診結果良好又は特定保健指導終了によるポイントを廃止し、特定健診受診分のポイントのみ（2千円分）に縮小します。

■40歳未満のバス健診

40歳未満（家族は20歳以上）の方も無料でバス健診を受けることができます。若いうちから健診受診を習慣化し、健康づくりにお役立てください。

■インフルエンザ予防接種に対する助成

インフルエンザが大流行すると医療費が跳ね上がり、保険料の引上げにつながるので、予防接種を受けましょう。接種1回につき2千円を助成するので組合へ申請してください。

■アスベスト検診

建設業は、アスベストばく露の多い職種であることから、バス健診等で実施した胸部X線検査の画像を専門医が再読影し、有所見者に通知のうえ二次検診を実施します。また、アスベストが原因の病気が疑われる方に対して労災申請に向けた相談や診察を実施します。

【事業詳細は、「国保組合だより号外」と、資格確認書等更新時に配付する「香建国保のしおり」をご覧ください。】

新聞等で報道されていますが、国は、令和8年度から子ども・子育て支援金制度を創設します。これにより、医療保険者は、被保険者から新たに子ども・子育て支援納付金分保険料を徴収し、国に納付金を納めなければならないこととされており、さらに負担が増えることが見込まれます。

後期高齢者支援金等の国への納付金の増加は、私たちの努力が及びにくいものですが、医療費の伸びは、「セルフメディケーション」（自分の体や健康に責任をもち、自分の健康は自分で守ること）により抑制することが可能です。毎年、積極的に健診を受けて病気の早期発見・早期治療を心がけていただきますようお願いします。また、この取組が、皆さんの将来の健康やQOL（生活の質）の維持にもつながります。併せて、かねてより啓発している「医療費節約十か条」を心にとめていただき、医療費の節約にご協力くださいますようお願いします。

表1　令和7年度予算

歳入　被保険者見込数＝10,440人

科目	金額（千円）	構成率（%）	被保険者1人当たり（円）
国民健康保険料	1,814,522	44.52	173,805
使用料及び手数料	2	0.00	0
国庫支出金	1,786,746	43.84	171,144
前期高齢者交付金	2	0.00	0
出産育児交付金	641	0.02	61
県支出金	1	0.00	0
共同事業交付金	53,925	1.32	5,165
財産収入	2,262	0.06	217
寄附金	1	0.00	0
繰入金	4	0.00	0
繰越金	413,001	10.13	39,559
諸収入	4,844	0.11	466
合計	4,075,951	100.00	390,417

歳出

科目	金額（千円）	構成率（%）	被保険者1人当たり（円）
組合会費	1,622	0.04	155
総務費	164,727	4.04	15,778
保険給付費	2,173,736	53.33	208,212
後期高齢者支援金等	749,677	18.39	71,808
前期高齢者納付金等	146,517	3.59	14,034
介護納付金	318,733	7.82	30,530
流行初期医療確保拠出金等	2	0.00	0
共同事業拠出金	80,165	1.97	7,679
保健事業費	182,902	4.49	17,519
積立金	5,170	0.13	495
諸支出金	53	0.00	5
予備費	252,647	6.20	24,202
合計	4,075,951	100.00	390,417

表2　令和7年度月額保険料　単位　円

賦課区分と種別			6年度	増減	7年度
組合員	法人代表者	医療分	19,700	0	19,700
		後期分	5,900	300	6,200
		計	25,600	300	25,900
	40歳以上	医療分	15,900	0	15,900
		後期分	4,600	200	4,800
		計	20,500	200	20,700
	30歳以上40歳未満	医療分	13,700	0	13,700
		後期分	3,400	100	3,500
		計	17,100	100	17,200
	25歳以上30歳未満	医療分	9,900	0	9,900
		後期分	2,800	100	2,900
		計	12,700	100	12,800
	25歳未満	医療分	6,500	0	6,500
		後期分	2,000	100	2,100
		計	8,500	100	8,600
家族	一般家族	医療分	4,400	0	4,400
		後期分	1,500	100	1,600
		計	5,900	100	6,000
	特別家族	医療分	9,900	0	9,900
		後期分	2,800	100	2,900
		計	12,700	100	12,800
	未就学家族	医療分	3,600	0	3,600
		後期分	1,300	100	1,400
		計	4,900	100	5,000
介護分（40歳以上65歳未満）			3,500	0	3,500

※特別家族とは、25歳以上60歳未満の家族のうち、妻・母・祖母・学生・障害者以外の方です。特別家族保険料は、25歳以上30歳未満の組合員と同額です。